

議案第6号

平成19年度鳥取県母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

平成19年度鳥取県の母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ153,146千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

平成19年2月13日提出

鳥取県知事 片 山 善 博

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 国 庫 支 出 金		千円 24,000
	1 国 庫 貸 付 金	24,000
2 繰 入 金		14,644
	1 一 般 会 計 繰 入 金	14,644
3 繰 越 金		24,949
	1 繰 越 金	24,949
4 諸 収 入		89,553
	1 県 預 金 利 子	14
	2 貸 付 金 元 利 収 入	89,088
	3 雑 入	451
歳 入 合 計		153,146

歲 出		
款	項	金 額
1 母 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 事 業 費		千円 153,146
	1 母 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 事 業 費	153,146
歲 出 合 計		153,146

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
母子寡婦福祉資金貸付金	千円 24,000	政府の定める方法による。	無利子	母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第37条第2項、第4項又は第6項に定める方法による。
計	24,000			